

## 愛知文教女子短期大学研究活動不正防止規程

### (趣旨)

第 1 条 この規定は、愛知文教女子短期大学（以下、「本学」という。）における研究活動の不正行為の防止及び発生した場合の対処のための適切な仕組みを設けることにより、愛知文教女子短期大学研究倫理規程（以下、「研究倫理規程」という。）の保持及び向上に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規定において「研究活動」とは、競争的資金等、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動をいう。

2 この規定の対象となる「研究者」は、本学において研究活動に関与する者をいう。

3 「不正行為」とは、研究者又は研究者であった者が本学在籍中に行った故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で次に掲げるものをいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

(5) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。

(6) 研究成果の漏えい 非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと。

### (最高管理責任者)

第 3 条 本学に、研究活動の不正行為の防止及び対応に関する最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動の運営・管理について最終責任を負うものとする。

### (統括管理責任者)

第 4 条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為の防止及び対応に関する運営及び管理の統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、研究活動の運営及び管理について大学全体を統括するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第 5 条 本学に、研究倫理の向上、不正行為の防止等に関して責任を有し、公正な研究活動の推進、研究倫理教育、その他実施体制の整備等を行う研究倫理教育責任者を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は本学を本務として研究活動を行う研究者に対して、研究倫理教育を一年に一度以上実施し、研究者はこれを受講しなければならない。

(不正行為調査委員会)

第 6 条 学長は、研究活動の不正行為事案に対処するため、研究活動の不正行為調査委員会を置く。

2 不正行為調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究倫理委員会委員長
- (2) 副学長
- (3) 各学科長
- (4) 総務部長
- (5) 教務部長
- (6) 学校法人足立学園本部長
- (7) 外部有識者

3 前項(7)外部有識者は委員の半数以上となるように構成しなければならない。

4 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 委員長は調査委員会を招集し、その議長となる。

(不正行為の告発・相談窓口)

第 7 条 学内外からの研究活動の不正行為に関する告発及び告発の意思を明示しない相談を受ける「不正行為の告発・相談窓口」(以下、受付窓口)を総務課に置く。

住所：愛知県稲沢市稲葉 2-9-17

電話番号：0587-32-5169

FAX：0587-34-2870

2 相談の受付は書面、電話及び FAX とする。

3 告発の受付は次に掲げる事項を明らかにした書面及び FAX とする。

- (1) 情報提供者(以下、「告発者」という。)の氏名、連絡先
- (2) 不正行為を行った疑いのある者(以下、「被告発者」という。)の氏名、所属
- (3) 不正行為の内容

4 受付窓口は、通報を受けたときは速やかに統括管理責任者に報告する。

5 悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意思。)に基

づく告発を行ってはならない。

(情報の保護義務)

第 8 条 告発の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者等の秘密の遵守その他告発者等の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の職員は、告発及び相談を受け付けるに際し、その内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 この規定に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。
- 4 統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、告発から調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩することのないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 6 不正行為調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することの内容十分配慮するものとする。

(予備調査)

第 9 条 不正行為調査委員会は、次に掲げる場合には、不正行為調査委員会において、予備調査を行う。

- (1) 研究活動の不正行為の疑いがある旨の告発を受けた場合。
  - (2) 監査その他の方法により研究者の不正行為に係る情報を得た旨の報告を受けた場合。
  - (3) 前号の不正行為に係る情報は、客観的かつ合理的な根拠に基づくものとする。
- 2 不正行為調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
  - 3 不正行為調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 10 条 不正行為調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定)

- 第 11 条 不正行為調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して、原則 30 日以内に予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 2 統括管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
  - 3 統括管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
  - 4 統括管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
  - 5 統括管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第 12 条 統括管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、不正行為調査委員会をもって充てる。
  - 3 当該調査における全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなくてはならない。
  - 4 第 6 条 2 項 (1) ～ (7) で定める調査委員と告発者及び被告発者とが直接の利害関係を有するときは、利害関係のない者と交代させる。

(本調査の通知)

- 第 13 条 本調査に当たり調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 2 調査委員についての異議申し立ては、前項の通知の日から 7 日以内に書面を提出することによって行うものとする。その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第 14 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則 30 日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査

への協力を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 15 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(認定の手續)

第 16 条 調査委員会は本調査開始から 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して統括管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第 17 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の辞任等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に

属する生データ、実験・観察ノート、関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果)

第 18 条 統括管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 統括管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申し立て)

第 19 条 不正行為が行われたと認定された被告発者は、調査結果の通知から 7 日以内に不服内容を記載した書面を提出することにより不服申し立てをすることができる。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、前項同様に不服申し立てをすることができる。

3 不正行為の認定及び悪意に基づく告発の認定に係る不服申し立てがあった場合、委員長は告発者、その事案に係る配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 20 条 前条に基づく不服申し立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、委員長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

3 委員会が再調査を開始した場合は、再調査開始後 50 日以内に調査した内容をまとめ、委員長は再調の結果を相談者告発者及び被告発者、その事案に係る配分機関、関係省庁に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第 21 条 不正行為が行われたと認定があった場合は、速やかに調査結果を公表することと

する。

- 2 公表する調査結果の内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによるものでない誤りがあった場合及び悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する

(不正行為者に対する懲戒)

- 第 22 条 学長は、研究活動の不正行為への関与を認定された者（以下、「不正行為認定者」という。）が本学研究者の場合は、愛知文教女子短期大学教職員勤務規程に定めるところにより必要な措置を行うとともに、論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 2 前項の場合で、不正行為認定者が当該研究活動に既に支出した研究費のうち、適切でないと認められる支出分については返還を求めるほか、当該不正行為認定者に対しては、指摘する期間、内外の公的研究費等を含む研究費の使用を禁止するものとする。

(責務違反の措置)

- 第 23 条 学長は前条の他、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が第 4 条、第 5 条に定める責務を行わず不正が発生したと調査委員会が認定した場合は、不正行為認定者に関わる者に対し、愛知文教女子短期大学教職員勤務規程に定める措置を行うものとする。

(告発者、被告発者への配慮)

- 第 24 条 本学は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、減給、取引停止等の不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 本学は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的な禁止、解雇、減給等の不利益な取扱いをしてはならない。
  - 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、調査協力者等が不利益を受けることがないように十分配慮するものとする。

(被告発者の名誉回復)

- 第 25 条 学長は、被告発者に研究活動の不正行為が存在しないと認定があった場合は、被告発者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(改廃)

- 第 26 条 この規程の改廃は、委員会及び教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、令和元年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。